

2025年（令和7年）3月31日

藤沢市介護保険サービス事業所 管理者 様

藤沢市長 鈴木 恒夫
(公印省略)

令和7年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における
当初協議の実施について（通知）

日頃から、本市の介護保険事業にご尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和7年3月25日付けで厚生労働省老健局高齢者支援課から標記の協議を実施する旨の事務連絡が神奈川県を通じてありました。

については、積極的な補助金の活用をご検討いただくとともに、活用を希望する場合は、次のとおり申請書類のご提出をお願いいたします。

1 補助対象事業

別添「参考1-3 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」のとおり

2 掲載場所（藤沢市Webサイト）

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉・介護 > 介護保険 > 事業者の方へ > 各種補助金 > 地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金

3 提出資料

(1) 「チェックリスト」

(2) 「防災・減災等事業整備計画書」

(3) 添付書類

ア 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

イ 見積書（公的機関、工事請負業者等）

※原則、公的機関の見積の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積を複数提出すること。

ウ （補助対象外施設が併設されている場合）補助対象面積確認シート

(4) 「整備計画一覧表」

4 提出方法 提出書類の電子データを、メールで提出してください。

メールアドレス：fjl-kaigo-j@city.fujisawa.lg.jp

メールタイトル：

【地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の当初協議申請】 + （事業所名）

5 提出期限

2025年（令和7年）4月15日（火）【必着】

※活用希望の事前連絡について

活用希望事業所を把握するため、当該補助金の活用を希望する場合は、書類提出よりも先に、活用を希望する旨を電話にてご連絡ください。

事前連絡期限：2025年（令和7年）4月11日（金）まで

6 留意事項

- ・ 補助金詳細や申請書類の様式については、藤沢市Webサイトに掲載している資料を必ずご確認ください。
- ・ 市からの補助金交付を年度内に完了させる必要があるため、国の内示があり、市からの交付決定後（12月頃）に事業着手（入札公告等）し、工事を2月末頃までに完了する事業が対象となります。原則繰越は認められませんので、余裕をもった納期を設定し事前に事業計画について十分に確認してください。
- ・ 協議書類を提出しても、国、県、市町村の予算措置状況、国等の内示等の状況により補助できない場合（不採択）や減額交付となる場合があります。
- ・ 令和6年4月1日から義務化された業務継続計画（BCP）及び既に義務化とされている非常災害対策計画の策定がない施設については原則補助対象外です。
- ・ 本交付金を活用して高齢者施設等に整備する非常用自家発電設備及び給水設備については、地震による停電時等に有効に機能するため、採択となり、事業を実施した場合は、当該設備について耐震性が確保されていることが分かる資料（契約書案、アンカーボルト計算書等耐震性の確保された整備がされることを担保する資料）を整備・保管する必要がありますので、この点も十分ご注意ください。
- ・ 必要書類が不足している場合は協議を行うことができません。提出期限までに全ての必要書類を提出してください。
- ・ 補助を受けて整備した施設整備について、処分制限期間が経過するまでの間に事業を廃止等した場合、補助金の返還が生じますので、その点十分ご注意ください。
- ・ 対象施設が賃貸借物件の場合、貸主との合意を得た上で本補助金の協議を行ってください。

以上

事務担当：介護保険課 企画・事業所担当 沼田
電話番号：0466-50-8270(直通)
メールアドレス：fj1-kaigo-j@city.fujisawa.lg.jp